

第29回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

第6回香川県経済・雇用対策本部会議

次 第

日 時：令和2年11月17日（火）8時30分～

場 所：県庁12階大会議室

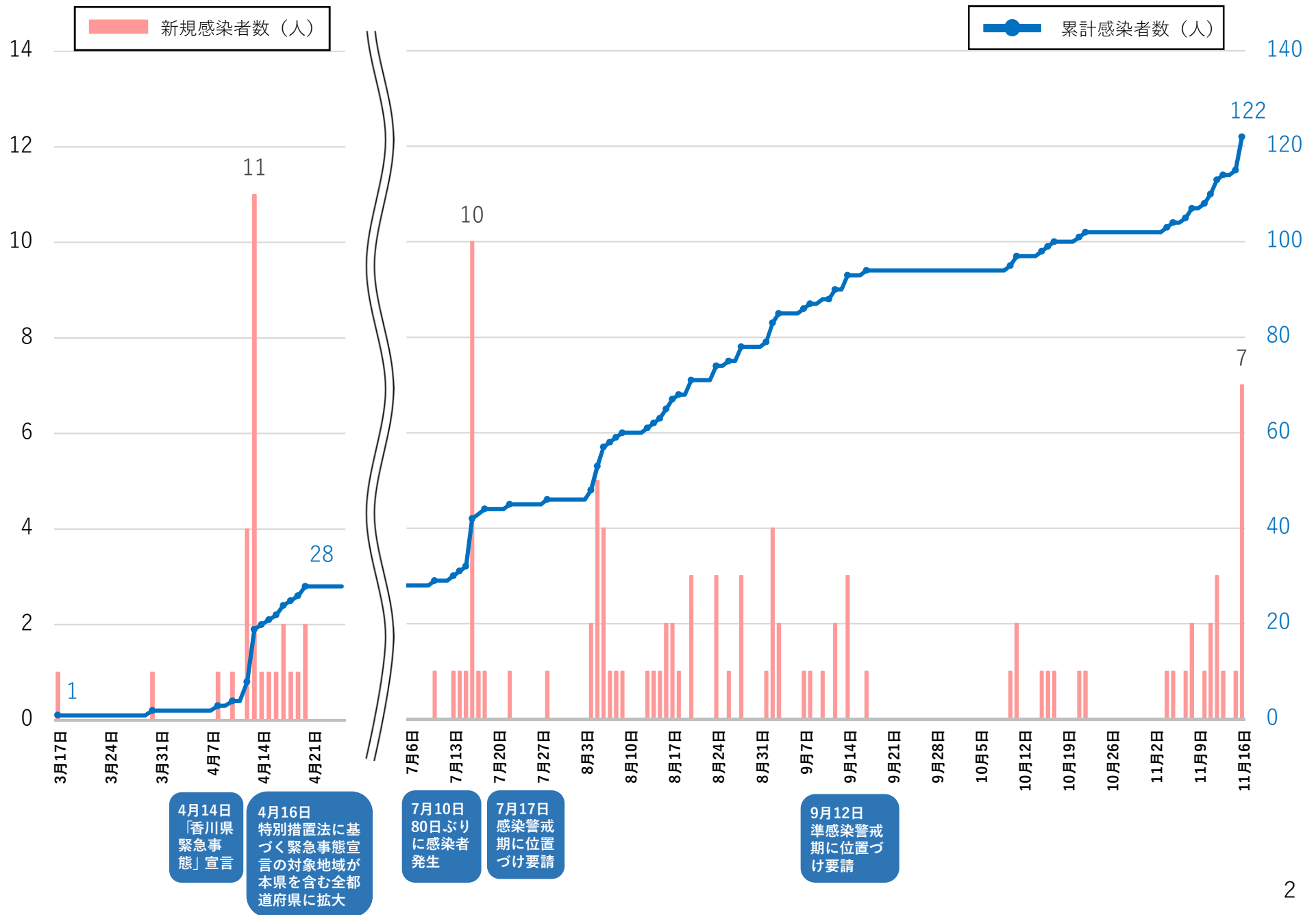
議 題

1. 新型コロナウイルス感染症による県内経済等の状況について
2. 新型コロナウイルス感染症対策（令和2年11月補正予算（案））について
3. 催物（イベント等）の開催制限について
4. その他

新型コロナウイルス感染症による 県内経済等の状況

香川県新型コロナウイルスにかかる経済・雇用対策WT報告書
令和2年11月17日

1 県内の感染状況（3月17日～11月16日）



3 景況判断

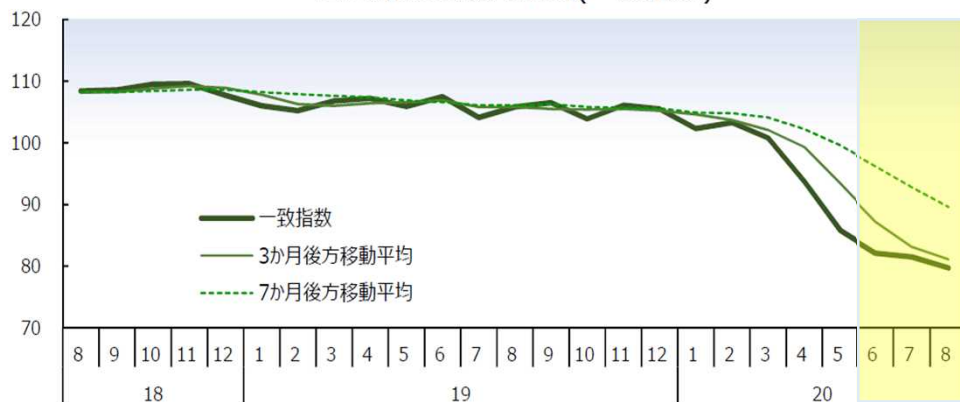
景況判断について、香川県の地域情勢では、7月から10月まで、「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている」との景況判断を据え置いている。

また、香川県景気動向指数（一致指数）を見ると、3月から8月まで6か月連続で下降しているが、前月からの減少幅は、6月以降、緩やかになっている。

香川県	7月	8月	9月	10月
香川県の地域情勢	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱めの動きが続いている
金融経済概況 (日本銀行高松支店)	新型コロナウイルス感染症の影響から、弱い動きが続いている	新型コロナウイルス感染症の影響から、一段と弱い動きがみられている	新型コロナウイルス感染症の影響から、一段と弱い動きがみられている	新型コロナウイルス感染症の影響から、一段と弱い動きがみられている

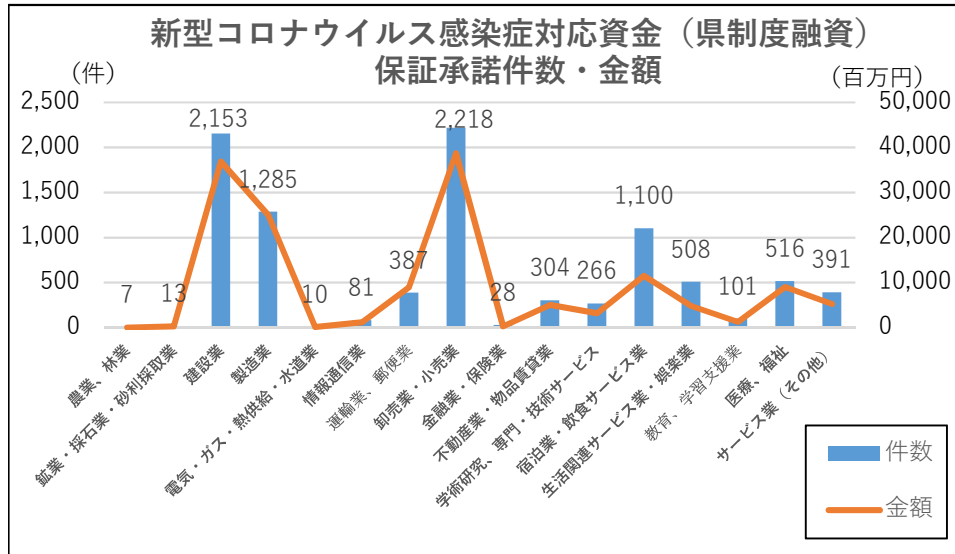
全国	7月	8月	9月	10月
月例経済報告 (内閣府)	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる

香川県景気動向指数(一致指数)

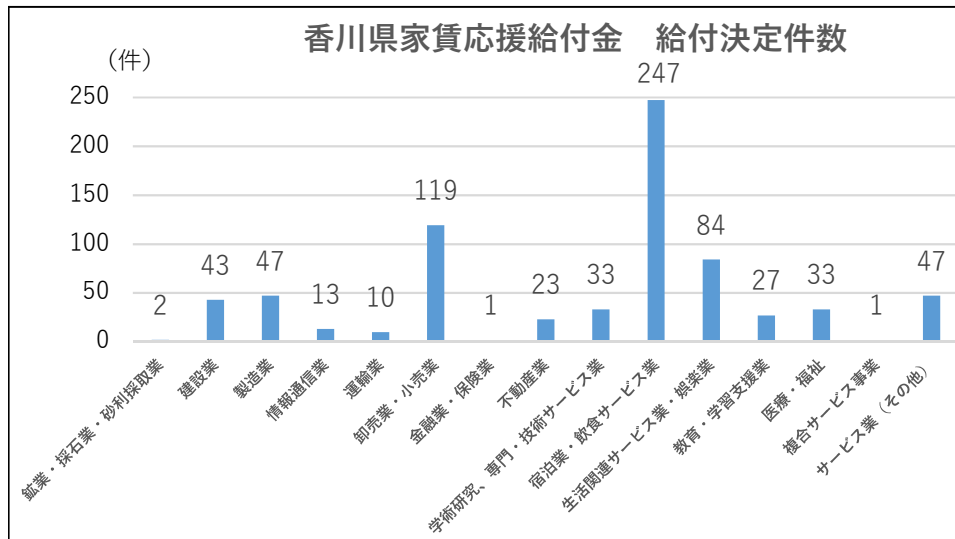


	20年						
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
一致指数	100.8	93.7	85.8	82.1	81.5	79.7	
前月差	▲ 2.50	▲ 7.10	▲ 7.90	▲ 3.70	▲ 0.60	▲ 1.80	
3か月後方移動平均	102.1	99.3	93.4	87.2	83.1	81.1	
前月差	▲ 1.57	▲ 2.86	▲ 5.84	▲ 6.23	▲ 4.07	▲ 2.03	
7か月後方移動平均	104.1	102.2	99.6	96.2	92.8	89.6	
前月差	▲ 0.71	▲ 1.83	▲ 2.59	▲ 3.43	▲ 3.42	▲ 3.23	

4 経済支援策の状況



2020年10月末現在



2020年10月末現在

香川県持続化応援給付金 申請件数
20,978件（6月2日～10月30日の累計）

10月末までの「新型コロナウイルス感染症対応資金（県制度融資）」の保証承諾件数・総額は、9,368件、約1,518億円で、業種別では、卸売業・小売業、建設業、製造業、宿泊業・飲食サービス業が多い。また、「香川県家賃応援給付金」の給付決定件数・総額は、730件、約5,300万円で、業種別では、宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、生活関連サービス業・娯楽業が多い。さらに、「香川県持続化応援給付金」の給付総額は約41億円となっている。

このほか、「香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金」の募集に対して、2,909件、約73億円の事業申請があり、1,565件、約30億円の事業を採択した。

**香川県前向きに頑張る事業者を応援する総合補助金
採択件数・金額**

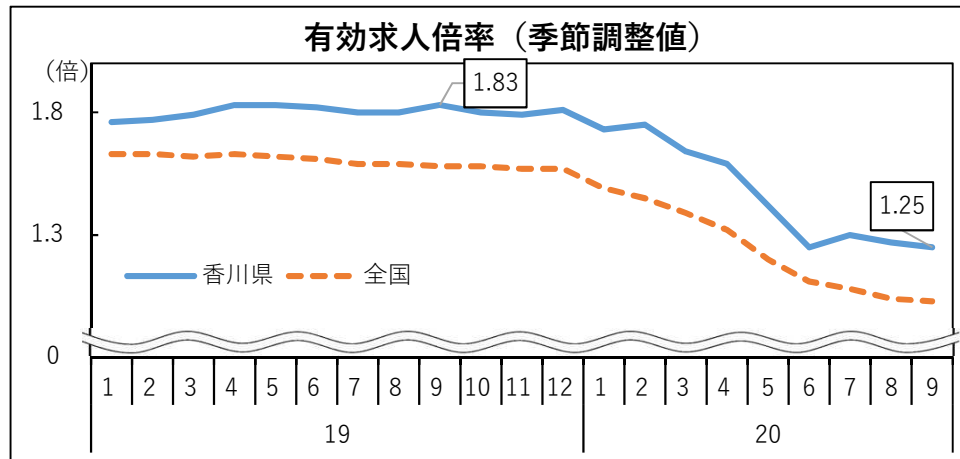
事業分野	採択件数（件）	採択金額（千円）
農業・水産業	91	272,332
建設業	123	249,757
製造業	211	993,698
情報通信業	39	64,513
卸売業・小売業	216	292,789
観光・宿泊業	78	131,476
運輸業	30	54,261
飲食サービス業	262	320,593
教育・学習支援業	54	39,572
医療・福祉	148	167,839
芸術	23	21,637
スポーツ	16	26,482
その他	274	364,696
合計	1,565	2,999,645

5 雇用等の状況

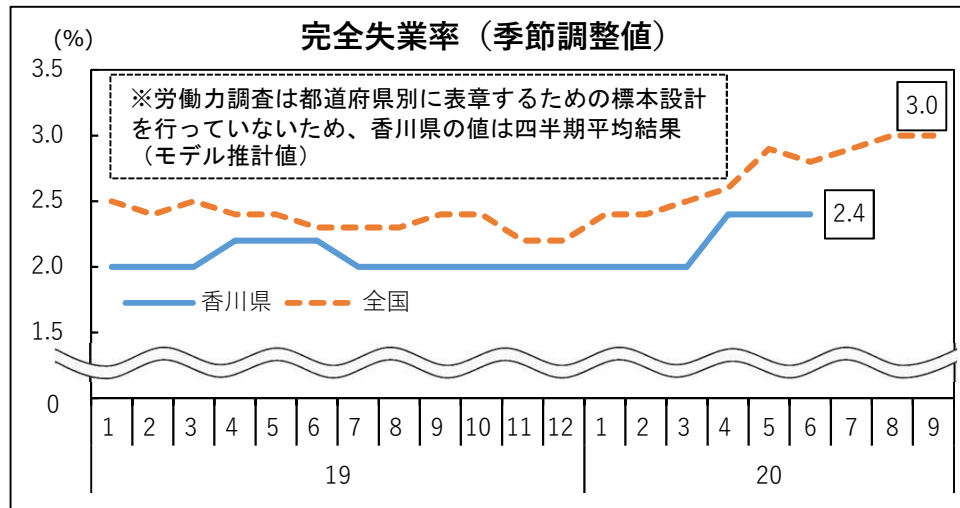
県内の有効求人倍率は、感染拡大以前と比較して、依然低い水準で推移している。香川労働局は、9月の雇用情勢判断について、「求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注意する必要がある」とし、5月以降5か月連続で据え置いている。

県内の完全失業率は、感染拡大以前と比較して、微増しており、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数は、全国では約7万名にのぼり、本県では292名となっている。

10月末までの生活福祉資金特例貸付の貸付実績は、主に休業された方向けの緊急小口資金が4,612件、約8億5千万円、主に失業された方向けの総合支援資金が2,037件、約9億7千万円となっている。



香川労働局「労働市場の動向」より



総務省統計局「労働力調査」より

解雇等見込み労働者数（累計数）の大きな上位10業種 （全国累計、11月6日現在集計分）

	(人)
全体	70,242
製造業	13,409
飲食業	10,508
小売業	9,474
宿泊業	8,660
労働者派遣業	4,951
卸売業	4,318
サービス業	3,536
道路旅客運送業	3,060
娯楽業	2,893
運輸業	1,661

うち、
香川県は、292名
（内訳は非公表）

厚生労働省

「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」より

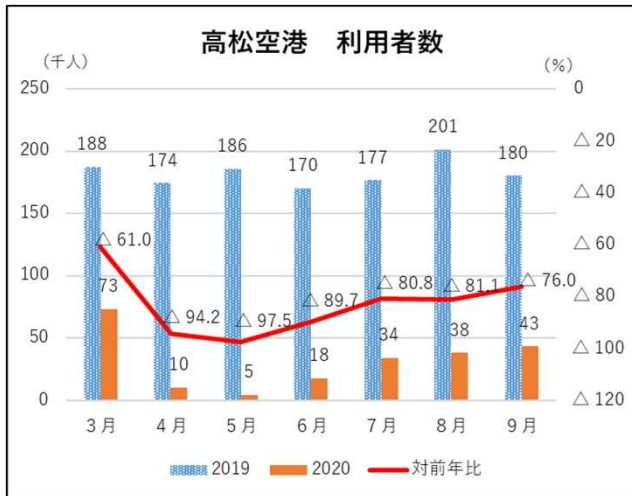
生活福祉資金特例貸付の貸付実績

	緊急小口資金	総合支援資金	合計
貸付件数	4,612件	2,037件	6,649件
貸付金額	854,160千円	966,910千円	1,821,070千円

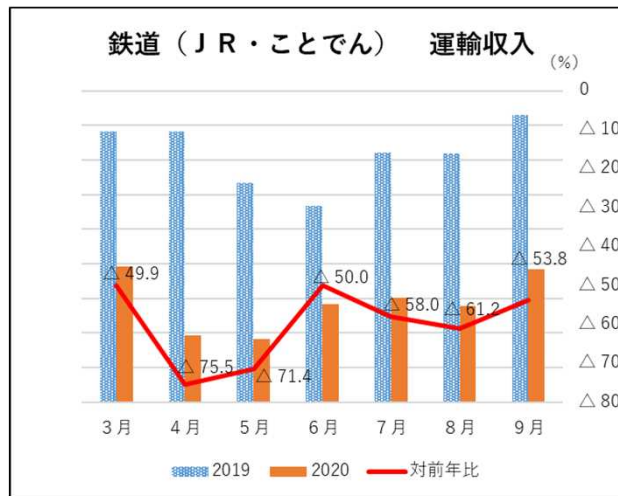
2020年10月末現在 6

6 交通事業者の状況

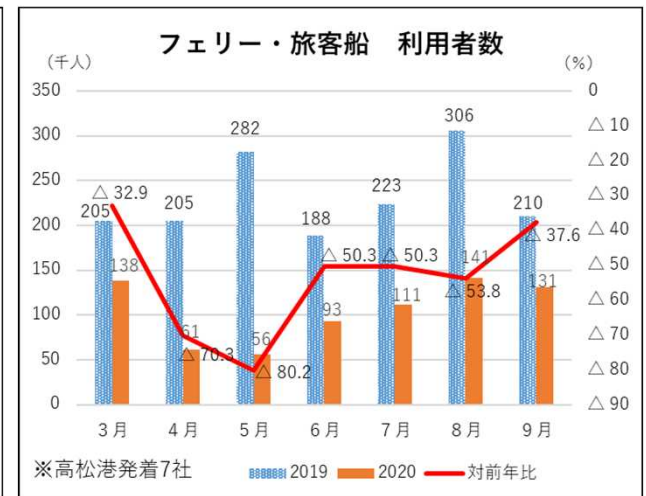
県内公共交通機関の利用者数や運輸収入については、4、5月を底に回復傾向にあるが、お盆を含む8、9月の利用者数等は伸び悩んでおり、交通事業者の経営状況は、依然として厳しい状況にある。



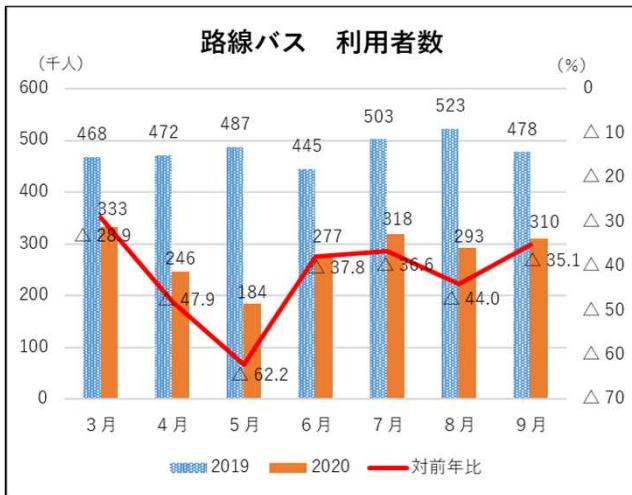
高松空港株式会社資料より



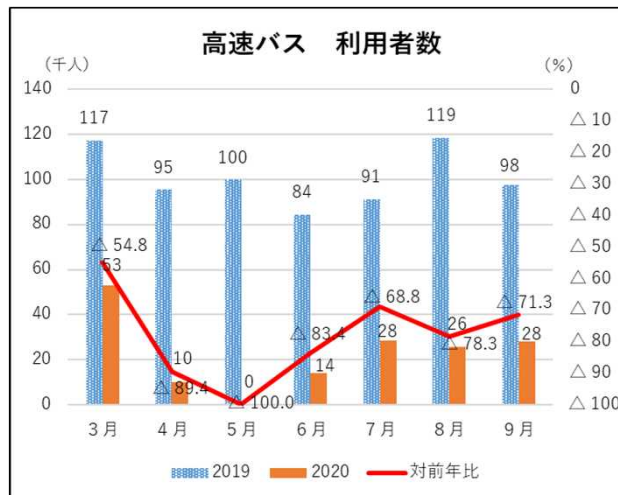
JR四国、ことでん資料より



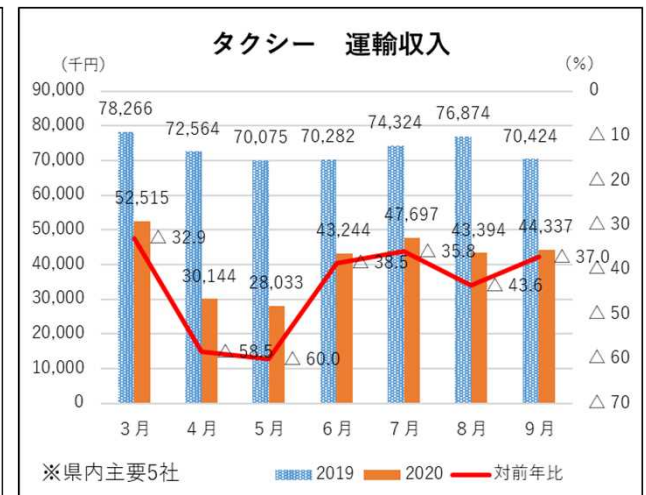
港湾調査 (速報値) より



香川県バス協会資料より



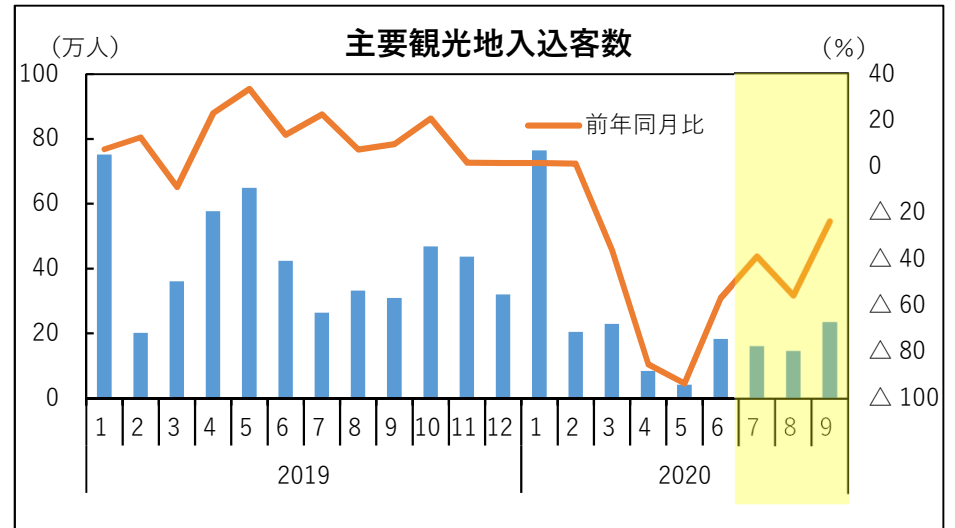
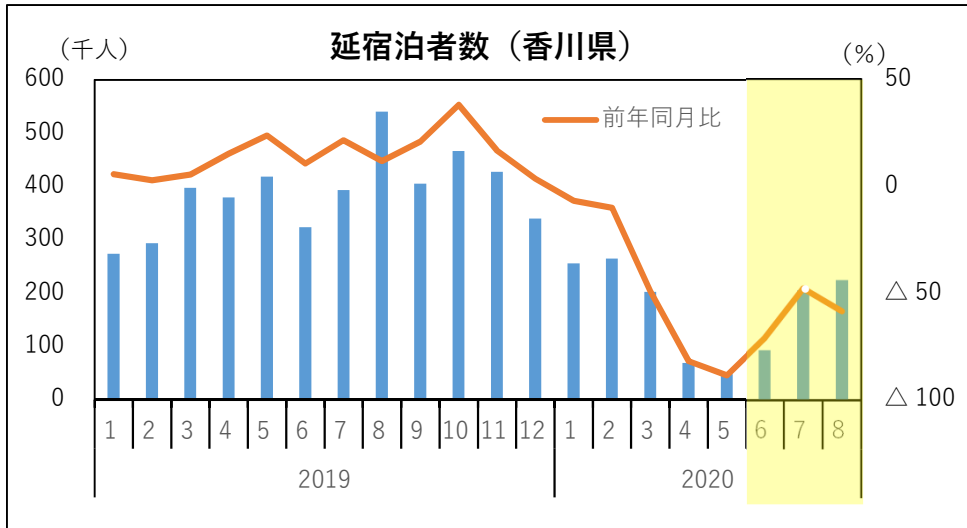
香川県バス協会資料より



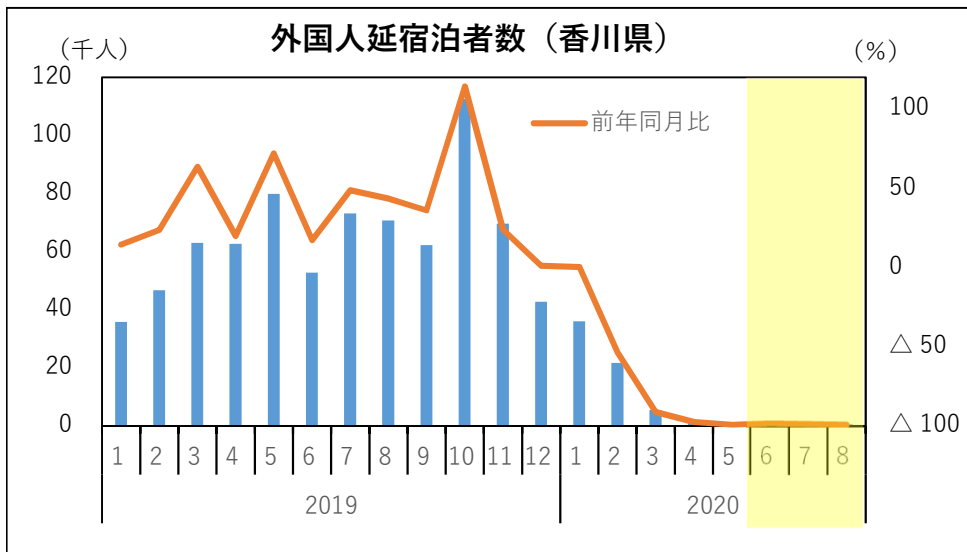
香川県タクシー協同組合資料より

7 観光関係

県内の延宿泊者数や主要観光地入込客数は、県民等を対象にした宿泊助成事業等により、5月を底に回復傾向にあるが、延宿泊者数は、前年同月比で5割程度で推移している。
また、外国人延宿泊者数は、依然として大きく落ち込んだままである。



「宿泊旅行統計調査」（観光庁）より



「宿泊旅行統計調査」（観光庁）より

県内宿泊助成事業の状況

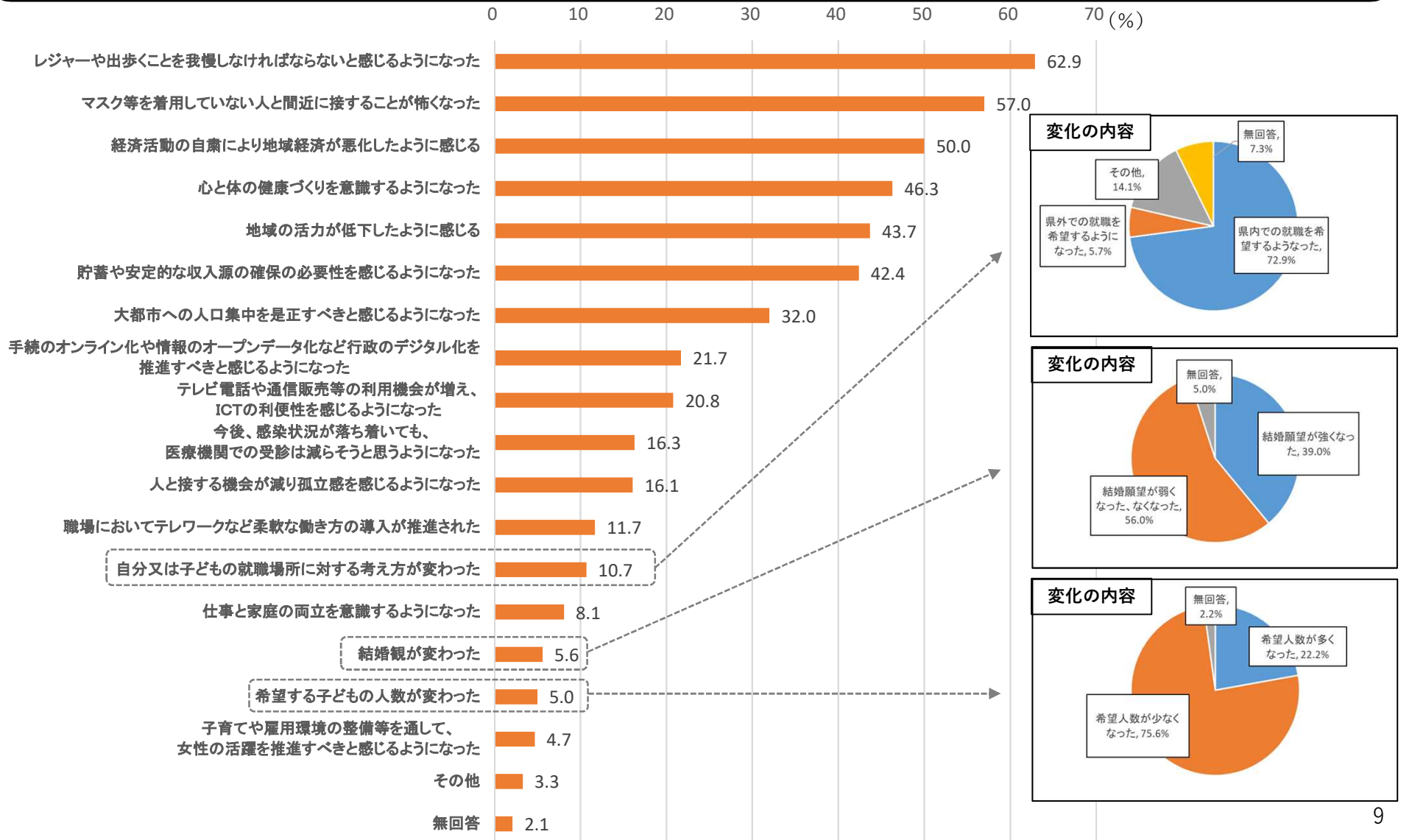
(1) うどん県泊まって癒され再発見キャンペーン
 ○実施期間 令和2年6月19日～7月31日宿泊分
 ○助成実績 28,261人泊
 1億6千4百万円

(2) うどん県泊まってかがわ割
 ○実施期間 令和2年8月1日～令和3年1月31日宿泊分
 ○予算総額 2億2千万円

8 県民の意識の変化

令和2年9月に、満18歳以上の県民3千人を対象として、「新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、意識が変化したり、地域社会が変容したと感ずること」を尋ねたところ、感染予防のための外出自粛や他人との接触について意識している回答が多く、次に、地域経済の悪化や地域活力の低下を感じている回答が多い。また、一部では、結婚願望の低下や子どもの希望人数の減少も見られる。

さらに、大都市への人口集中を是正すべきや県内就職の希望の増加などの変化も見られる。



9 総括

- 景況感については、香川県景気動向指数（一致指数）は今年3月以降8月まで6か月連続で減少が続くなど、厳しい状況が続いている。
前月からの減少幅は、6月以降、緩やかになっている。
- 各種の経済支援策の利用状況からは、幅広い業種において、経営への影響が生じている状況がわかるが、特に、卸売業・小売業や製造業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業などが大きな影響を受けていると考えられる。
また、求人が求職を上回って推移しているが、求人が大幅に減少しているなど、今後の雇用への影響に十分注意する必要がある。
- 公共交通の利用状況は、4、5月を底に回復傾向にあるものの、お盆を含む8、9月の利用者数等は伸び悩んでおり、引き続き厳しい状況が続いている。
- 観光関係では、延宿泊者数や主要観光地入込客数は、県民等を対象にした宿泊助成事業等により、5月を底に回復傾向にあるが、延宿泊者数は、前年同月比で5割程度で推移している。
外国人延宿泊者数は、依然として大きく落ち込んだままである。
- 県民意識調査では、レジャーや出歩くことを我慢しなければならない、マスクをしていない人との接触が怖いなど、感染リスクを避ける行動に関する意識の変化のほか、地域経済の悪化や地域活力の低下を感じるなどの意見も見られる。また、都市への人口集中を是正すべきと感じるようになった、県内就職を希望するようになったなどの変化も見られる。



これまで県では、事業者の事業の継続・雇用の維持、県民の生活支援に向けて、数次にわたり補正予算を編成しながら、対策を講じてきたところであるが、今後の見通しは不透明であることから、当面は、引き続きこうした支援を継続するとともに、落ち込んだ消費需要を喚起し、県内経済を回復するための対策に取り組んでいく必要がある。

また、中長期的には、感染拡大を契機とした社会変革の動向や県民ニーズの変化等も踏まえ、コロナ後の新たな経済社会の構築に向けた施策展開についても、検討を進めていく必要がある。

(参考) 新型コロナウイルス感染症への対応予算 (令和元年度2月補正～令和2年度11月補正)

(単位：百万円)

項目	令和元年度		令和2年度							合計
	2月補正	3月補正 専決	4月補正	6月補正			8月補正 専決	9月補正	11月補正	
				専決	当初提案	追加提案				
予算総額	3	281	4,203	3,010	3,488	14,381	2,300	16,206	5,468	49,340
1 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3	49	2,425		1,866	9,528		14,742	3,144	31,757
① 相談体制の強化			4		39			24		67
② 衛生用品の確保等		36	294		78	101		84		593
③ 検査体制の強化	2		84		27			56	198	367
④ 医療提供体制の整備・強化	1		646		1,676	6,532		12,286	2,946	24,087
⑤ 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備		13	295		1					309
⑥ 福祉サービス提供体制の確保			55		34	2,811		2,289		5,189
⑦ 休業要請等への協力促進			1,003							1,003
⑧ 情報発信の強化			17		10					27
⑨ その他			27		1	84		3		115
2 雇用の維持・事業の継続			1,312	3,010	22	3,347		21	2,100	9,812
① 雇用の維持			630		12	35		3		680
② 事業者の資金繰り対策			680			1,297		18		1,995
③ 事業継続支援			2	3,010	10	2,015			2,100	7,137
3 県民の生活支援		232	449			805		951		2,437
① 生活支援		232	449			766		950		2,397
② 修学継続支援						39		1		40
4 学校の再開・学びの保障						168		4		172
① 教育体制の緊急整備						151		3		154
② 部活動の再開支援						17				17
③ その他								1		1
5 地域経済の回復・活性化					1,199	436	2,300	395		4,330
① 事業者のチャレンジ支援					705		2,300			3,005
② 飲食業の支援					80					80
③ 食品産業の支援					23					23
④ 県産品の販売促進					4			12		16
⑤ 農畜水産業の支援					387			64		451
⑥ 観光産業の支援						421		5		426
⑦ 文化芸術活動・イベント等の支援						15				15
⑧ 公共交通機関の支援								311		311
⑨ 林業の支援								3		3
6 感染症に強い社会・経済構造の構築			17		401	97		93	224	832
① 情報通信技術の普及・浸透			17		401	36		69	224	747
② 感染防止対策の普及・浸透						61		10		71
③ 企業の生産性向上・競争力強化・誘致								14		14

令和 2 年 1 1 月 1 7 日

新型コロナウイルス感染症対策(令和 2 年度 1 1 月補正予算案)について

対策規模

5, 4 6 8 百万円

1. 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備

3, 1 4 4 百万円

①検査体制の強化 [198]

- ・ 環境保健研究センターの検査機能の強化 (検査試薬等の追加購入等)
- ・ 中讃保健所において P C R 検査を実施する環境整備 (機材整備)
- ・ 地域外来・検査センター運営費 (設置箇所の追加等による増額)
- ・ P C R 検査費等助成 (件数増加を見込んだ増額)

②医療提供体制の整備・強化 [2, 946]

- ・ 入院医療機関の病床確保 (空床・休床の補償) (単価改定や増床による増額)
- ・ 入院医療機関の医療従事者に対する P C R 検査等実施経費の支援
- ・ 医療従事者の活動支援 (感染症等治療業務手当補助) (対象機関の増による増額)

2. 雇用の維持・事業の継続

2, 1 0 0 百万円

①事業継続支援 [2, 100]

- ・ 香川県持続化応援給付金 (国の持続化給付金に県独自で 20 万円/事業者を上乗せ) (申請状況等を踏まえた増額)

3. 感染症に強い社会・経済構造の構築

2 2 4 百万円

①情報通信技術の普及・浸透 [224]

- ・ レセプト情報活用診療支援システムの構築 (令和 3 年 4 月稼働予定)
- ・ (準)学校法人立以外の看護師等養成施設における遠隔授業の環境整備への支援

■新型コロナウイルス感染症への対応予算（令和元年度2月補正～）

（単位：百万円）

項目	令和元年度		令和2年度							合計
	2月補正	3月補正	4月補正	6月補正			8月補正	9月補正	11月補正	
		専決		当初提案	追加提案	専決				
予算総額	3	281	4,203	3,010	3,488	14,381	2,300	16,206	5,468	49,340
1 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3	49	2,425		1,866	9,528		14,742	3,144	31,757
① 相談体制の強化			4		39			24		67
② 衛生用品の確保等		36	294		78	101		84		593
③ 検査体制の強化	2		84		27			56	198	367
④ 医療提供体制の整備・強化	1		646		1,676	6,532		12,286	2,946	24,087
⑤ 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備		13	295		1					309
⑥ 福祉サービス提供体制の確保			55		34	2,811		2,289		5,189
⑦ 休業要請等への協力促進			1,003							1,003
⑧ 情報発信の強化			17		10					27
⑨ その他			27		1	84		3		115
2 雇用の維持・事業の継続			1,312	3,010	22	3,347		21	2,100	9,812
① 雇用の維持			630		12	35		3		680
② 事業者の資金繰り対策			680			1,297		18		1,995
③ 事業継続支援			2	3,010	10	2,015			2,100	7,137
3 県民の生活支援		232	449			805		951		2,437
① 生活支援		232	449			766		950		2,397
② 修学継続支援						39		1		40
4 学校の再開・学びの保障						168		4		172
① 教育体制の緊急整備						151		3		154
② 部活動の再開支援						17				17
③ その他								1		1
5 地域経済の回復・活性化					1,199	436	2,300	395		4,330
① 事業者のチャレンジ支援					705		2,300			3,005
② 飲食業の支援					80					80
③ 食品産業の支援					23					23
④ 県産品の販売促進					4			12		16
⑤ 農畜水産業の支援					387			64		451
⑥ 観光産業の支援						421		5		426
⑦ 文化芸術活動・イベント等の支援						15				15
⑧ 公共交通機関の支援								311		311
⑨ 林業の支援								3		3
6 感染症に強い社会・経済構造の構築			17		401	97		93	224	832
① 情報通信技術の普及・浸透			17		401	36		69	224	747
② 感染防止対策の普及・浸透						61		10		71
③ 企業の生産性向上・競争力強化・誘致								14		14

新型コロナウイルス感染症対策

(単位:百万円)

項目名	11月 補正予算額	これまでの 累計予算額	11月補正後 累計予算額
○ 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3,144	28,613	31,757
○ 雇用の維持・事業の継続	2,100	7,712	9,812
○ 県民の生活支援	—	2,437	2,437
○ 学校の再開・学びの保障	—	172	172
○ 地域経済の回復・活性化	—	4,330	4,330
○ 感染症に強い社会・経済構造の構築	224	608	832
合計	5,468	43,872	49,340

I 感染拡大防止対策と 医療提供体制の整備

11月補正予算額:3,144百万円

1 検査体制の強化

1 環境保健研究センター検査機能強化事業（13百万円）

【内容】

環境保健研究センターにおいて、検査試薬等の追加購入及び検体保存用冷凍庫の整備を行うもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部薬務感染症対策課

2 保健所PCR検査環境整備事業（7百万円）

【内容】

中讃保健所においてPCR検査が実施できるよう、機材を整備するもの。

- ・ 局所排気装置、マイクロ冷却遠心機 等

<問い合わせ先>
健康福祉部薬務感染症対策課

1 検査体制の強化

3 地域外来・検査センター運営事業（55百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症検査体制の拡充のため、行政検査を集中的に行う機関である「地域外来・検査センター」の運営を市町等に委託するもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部薬務感染症対策課

4 PCR検査費等助成事業（123百万円）

【内容】

保険適用となるPCR検査・抗原検査の自己負担分を公費負担するもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部薬務感染症対策課

2 医療提供体制の整備・強化

1 入院医療機関病床確保事業（2,829百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症患者が入院する病床の確保等に必要な経費に対し補助するもの。

- ・ 空床補償、休床補償

<問い合わせ先>
健康福祉部薬務感染症対策課

2 医療提供体制の整備・強化

2 入院医療機関医療従事者健康管理支援事業（7百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症患者（疑い事例含む）の入院を受け入れる医療機関が行う、患者対応医療従事者のPCR検査等に要する経費を補助するもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部薬務感染症対策課

2 医療提供体制の整備・強化

3 医療従事者活動支援事業（110百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染症患者等の検体採取を行う医療従事者に、感染症患者治療等業務手当を支給する医療機関（県立病院を除く）に対し、支給に要する経費を補助するもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部医務国保課

Ⅱ 雇用の維持・事業の継続

11月補正予算額:2,100百万円

1 事業継続支援

1 香川県持続化応援給付金（2,100百万円）

【内容】

国の持続化給付金を受給した事業者に対し、事業継続を応援する給付金を支給するもの。

- ・ 補助額：20万円／事業者
- ・ 給付対象者：県内に事業所を有する中堅企業・中小企業その他の法人等、県内に住所を有する個人事業者（フリーランスを含む）

<問い合わせ先>
商工労働部経営支援課

Ⅲ 感染症に強い社会・経済 構造の構築

11月補正予算額:224百万円

1 情報通信技術の普及・浸透

1 レセプト情報活用診療支援システム構築事業（215百万円）

【内容】

初診患者等の効果的な診療を支援するため、レセプト情報を基にした患者の病歴や治療歴等の基本医療情報を臨床診療に活用できる情報提供システムを構築するもの。（令和3年4月稼働予定）

<問い合わせ先>
健康福祉部医務国保課
政策部政策課情報通信産業振興室

1 情報通信技術の普及・浸透

2 看護師等養成施設遠隔授業活用推進事業（9百万円）

【内容】

学校法人又は準学校法人以外の者が設置する、看護師、准看護師及び歯科衛生士養成施設において、遠隔授業を実施するために必要な機材の整備等に必要となる経費を補助するもの。

<問い合わせ先>
健康福祉部医務国保課

準感染警戒期における対策（9月12日以降）について

令和2年 9月 9日

令和2年 9月15日改正

令和2年11月17日改正

1. 県民への協力依頼等

(1) 外出について

○感染拡大地域※への不要不急の移動については慎重に検討するよう協力依頼。当該地域に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取るよう協力依頼

※新規感染者数が5人以上/人口10万人/週を目安

○発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控えるよう協力依頼

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えることを協力依頼

別添1（省略）：業種別ガイドライン

○厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力依頼

○施設や店舗等の利用、イベント参加の際、県が導入したLINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に利用することを協力依頼

別添2（省略）：かがわコロナお知らせシステム

※ただし、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、外出の自粛に関して速やかに必要な協力要請等を行う。

(2) 新しい生活様式の徹底について

○「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを協力依頼

別添3（省略）：「人の接触を8割減らす10のポイント」

（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

別添4（省略）：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」

（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

○国の推奨を踏まえ、新しい生活様式や各種ガイドラインに沿って行われるものを除き、大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛することについて協力依頼

○会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底するよう協力依頼

2. 事業者への協力依頼等

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力依頼

別添1（再掲）：業種別ガイドライン

別添5（省略）：今後における適切な感染防止対策

○適切な感染防止対策を講じた上で、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」を積極的に導入・様式掲示するなど、感染防止対策を徹底していることを示す様式を掲示することを協力依頼

別添2（再掲）：かがわコロナお知らせシステム

別添6（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」

- 在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用により、出勤者数の低減に取り組むことを協力依頼。特に、この期間は集中的に協力依頼
- 出勤した場合には、座席間の間隔を取ることや従業員の執務オフィスの分散を促すことを協力依頼
- 時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による通勤等、人との接触を低減する取組みを推進することを協力依頼
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを協力依頼

3. 催物（イベント等）の開催

- 催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策を講じることを協力依頼
協力依頼に応じていただくことを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針に沿った参加人数等での開催を可能とする。

別添7：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

別添8：催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

4. 県有施設等における対応

- 適切な感染防止対策を講じた上で、開館

5. 観光振興

- 観光振興については、四国及び中国地方からの誘客に取り組むこととし、今後の状況を踏まえつつ、対象地域等を適宜見直す。

6. 県の対応

- 感染事例に関する疫学的調査を積極的に進める。
- PCR検査の充実強化を図る。
- 県の新型コロナウイルス感染症対策予算を速やかに執行する。

催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

令和2年9月15日
令和2年11月17日改正

催物開催の目安 下記の①人数上限及び②収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

（当年来年2月末まで、以下、下線部は12月1日から適用）

① 人数上限の目安

適切な感染防止対策に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件（「催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について」[別添8](#)）が担保されている場合

5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

（つまり収容定員が1万人以下の会場は5,000人、1万人超の会場は収容定員の50%が上限となる）

開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合は、中止も含めて慎重に検討すること

② 収容率の目安

		参加者が大声での歓声、声援等を発し、または歌唱すること等がない催物（※1）	参加者が大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱すること等が想定されるもの催物
参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保（※2）ができる催物		収容定員までの参加人数	原則として収容定員の50%までの参加人数 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内（5名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない （参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる）。
参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物	収容定員が設定されている場合	収容定員までの参加人数	収容定員の50%までの参加人数
	収容定員が設定されていない場合	密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること	十分な人と人との間隔（1m）を空けること

※1）これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。

※2）マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（[別添8](#)）の徹底が行われること。また、演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

催物の類型ごとの整理

イベントの性質	いずれも適切な感染防止対策を講じ、入退場や区域内の適切な行動確保ができるもの				全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの
座席等	参加者の位置が固定されているもの		参加者が自由に移動できるもの		
参加者の大声での歓声・声援の想定	参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの	参加者の大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	参加者の大声での歓声・声援等が想定されるもの	
イベントの例 (詳細は次頁を参考にしたい)	・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踏、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典等 ・ <u>飲食を伴うが、発声がないもの(※1)</u>	・ロック・ポップコンサート等 ・スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント等	展示会等	地域の祭り・行事等	花火大会、野外フェスティバル等
収容定員1万人以下	5,000人以内	5,000人以内かつ収容定員の50%以内(※2)	5,000人以内	5,000人以内かつ収容定員の50%以内	引き続き、中止を含めて慎重に検討すること (開催する場合には、入退場や区域内において、十分な人と人との間隔(1m)を設けるなど適切な行動を確保することとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に検討すること) (※3)
収容定員1万人超	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	収容定員の50%以内	
収容定員が設定されていない場合	—	—	密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けること	十分な人と人との間隔(1m)を空けること	
その他 (誘客施設等への適用)	映画館等	遊園地(絶叫系アトラクション)等	美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等	—	

※1) 飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策

具体的な条件（感染防止策）	
食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めると ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³時人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること。

※2) 異なるグループ間又は個人間では座席を一つ空けることとしつつ、同一グループ内（5名以内）では座席等の間隔を設ける必要はない（参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる）。

※3) 「十分な人と人との間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策

具体的な条件（感染防止策）	
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

(参考) 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、バスケットボール 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用	

(注)・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

・食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物について、**別添7**の※1)が全て担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができることとする。

催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

令和2年 7月10日
令和2年 8月21日改正
令和2年 9月15日改正
令和2年11月17日改正

香川県新型コロナウイルス対策本部

催物（イベント等）の開催については、別紙「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」のほか、開催の検討にあたって、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者は、感染防止の観点から下記の点に留意してください。

また、イベントへの参加者は、イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者からの下記の点に係る協力依頼等について、御協力をお願いします。

記

- ・ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。あわせて、LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促すこと。
- ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底すること。休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施すること。
- ・ 演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。有症状者は出演・練習を控えること。

- ・イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進すること。
- ・イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じること。
- ・その他、施設内のこまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。
- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2 m確保するとともに、混雑時の身体的距離を確保した誘導や密にならない程度の間隔を確保すること。
- ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で公表すること。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるような大規模イベントの開催を予定する場合には、県（問い合わせ先は下表のとおり）に事前相談をすること。

イベント等種別	問い合わせ先	電話番号
コンサート等	香川県 文化芸術局 文化振興課	087-832-3784
展示会等	香川県 商工労働部 経営支援課	087-832-3339
プロスポーツ等	香川県 交流推進部 交流推進課	087-832-3055
その他	香川県 政策部 政策課	087-832-3126

事前相談シート

相談日 令和 年 月 日 ()

イベント主催者 団体名 _____
 代表者名 _____
 住 所 _____
 連絡先 _____
 担当者名 _____

1 イベント内容

イベント名	
イベント概要	参加者の歓声・声援等の想定（どちらかに○） 有 ・ 無
イベント実施施設 （どちらかに○） 屋内・屋外	施設名 _____ 収容定員 _____ 名
	座席等（どちらかに○） 参加者の位置が固定されている・参加者が自由に移動できる
	所在地 _____
	連絡先 _____
イベント実施日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 ~ 令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
参加人数見込	人程度
参加地域見込	(全国、関東圏、関西圏、中四国、四国、県内のみ等)

2 イベント開催にあたっての対応

留意事項	実施するものに○
○ 「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」で示されている人数上限・収容人数の範囲である。	
○ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにする。	
○ 上記の際の払い戻し措置等を規定している。	
○ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストールすることを促す。	
○ イベント参加者の連絡先等の把握を行う。	
○ LINEアプリ「かがわコロナお知らせシステム」の導入を検討し、イベント参加者に対しシステムの利用を促す。	
○ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。	
○ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。	
○ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底する。休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施する。	
○ 演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。有症状者は出演・練習を控えること。	
○ イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進する。	
○ イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じる。	
○ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保するとともに、混雑時の身体的距離を確保した誘導や密にならない程度の間隔を確保すること。	
○ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で公表すること。	
○ その他、施設内のこまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。	

※ 開催チラシ等、参考になるものがあれば、あわせてお示してください。

(映画館等で、飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策)

留意事項		実施するものに○
食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る 	
発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底 	
十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³時人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること (野外的場合は確認を要しない) 	
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ (COCOA) やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリの QR コードを入口に掲示すること等 	
食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること。 	

(花火大会・野外フェスティバル等で、「十分な人と人との間隔 (1m)」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策)

留意事項		実施するものに○
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時の適切な対人距離の確保 (誘導人員の配置等) ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保 	
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場 	
飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 	
大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの 	
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進 	
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ (COCOA) やかがわコロナお知らせシステム導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリの QR コードを入口に掲示すること等 	

12月1日以降の催物の開催制限について、基本的に当面来年2月末まで現在の取扱いを維持し、一部の催物について、収容率の緩和や具体的な感染防止策等を明確化するので、催物開催の目安とされたい。
また、イベント等におけるガイドライン遵守徹底に向けた取組を強化するので、適切な情報連携、PDCA体制の構築等を検討されたい。

事務連絡
令和2年11月12日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

来年2月末までの催物の開催制限、
イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた
取組強化等について

令和2年9月11日付け事務連絡（以下「9月11日付け事務連絡」という。）により通知したとおり、12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされているが、12月1日以降の催物開催については、当面来年2月末まで、下記のとおりとするので、留意されたい。加えて、イベント等における業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドライン（以下、「業種別ガイドライン」という。）遵守を徹底するため、より一層の取組強化を図ることとするので、留意されたい。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、12月1日から実施する。

なお、来年3月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

(1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

9月11日付け事務連絡1.(1)①のとおり取り扱うこと。なお、催物開催に当たっては、別紙1に留意するよう促すこと。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物の形態であることを前提に、9月11日付け事務連絡1.(1)②ア)を改め、次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とすること。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと(開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと)。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われなかった場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して別紙1に記載した対策の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種別ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

また、飲食の取扱いについては、9月11日付け事務連絡別紙2のとおり、マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントについては、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」には該当しないものとして取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物について、別紙2に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができることとする。

各都道府県においては、別紙3の例示も踏まえ、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等に係る取扱いについては、引き続き、9月11日付け事務連絡1.(1)②

ア) のとおり取り扱うこと。

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア) に該当しない催物は、9月11日付け事務連絡1.(1)②イ) のとおり取り扱うこと。

(2) 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

9月11日付け事務連絡1.(2) のとおり取り扱うこと。その上で、別紙4に該当するものについては、9月11日付け事務連絡1.(2)①に示す「十分な人と人との間隔(1m)」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であるものとして明確にするので、御留意ありたい。

また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等に関連し、別紙5のとおり、初詣における感染防止対策の留意事項について、取りまとめているので御留意ありたい。

(3) 人数上限や収容率の要件の解釈について

9月11日付け事務連絡1.(3) のとおり取り扱うこと。

2. 催物の開催に関する留意事項

(1) イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について

イベントの大規模化等に伴い、万が一、クラスターが発生した場合の医療ひっ迫等の影響も想定されることから、より一層の感染防止策の強化を図ることとする。

① 関係府省庁及び関係団体における業種別ガイドラインの周知・徹底

関係各府省庁においては、関係団体が傘下会員等に対して、業種別ガイドラインの周知・徹底を図るよう促すとともに、必要に応じて、関係各府省庁又は関係団体から業種別ガイドラインの遵守状況に係る具体的なチェックリスト等を配布すること等により、業態に応じた感染防止策の理解促進を図るとともに、ガイドラインの遵守徹底に努めること。

また、関係各府省庁においては、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合など、必要に応じて、業種別ガイドラインのさらなる改善に向けた助言等を実施し、適切に改訂するよう促すこと。

② 建築物衛生法の立入検査等における周知

各都道府県等においては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、保健所が実施する立入検査等において、特定建築物所有者等に対し、業種別ガイドラインを配布する等により、施設における感染拡大防止策の周知徹底に努めること。

③ 都道府県等における平時からの体制構築及びクラスター発生時の連携・情報共有体制の構築

大規模イベントに係るクラスター対策については、10月27日付事務連絡においてクラスター対策・分析の組織体制を構築するよう対応をお願いしているところであるが、各都道府県においては、引き続き、関係部局間や政令市、中核市、保健所設置市等との役割分担やイベントにおけるクラスター対策についての組織的な対応について留意すること。特に、関係部局間の情報連携に留意すること。

また、今後の感染拡大防止対策等の強化につなげる観点から、各都道府県においては、大規模イベントでのクラスターが確認された場合に加え、イベントでの大規模クラスターが確認された場合についても、可能な範囲で、チェックリスト等を活用しながら、関係各府省庁に確認された感染防止策の実施状況等を共有するよう努めること。

④ 関係府省庁及び関係団体の主体的な調査・分析、ガイドラインの改訂

関係各府省庁においては、業種ごとのクラスターの発生状況に応じて、関係団体、感染症等の専門家、内閣官房等と連携しながら、クラスターの状況を把握・分析するとともに、

- ・ 業種別ガイドラインの未遵守が原因と考えられる場合はその遵守を働きかけること、
- ・ 業種別ガイドライン上の対策が不明確と考えられる場合は当該対策を業種別ガイドラインにおいて明確化すること

等により、再発防止に努めること。また、関係各府省庁においては、関係団体及び専門家等と連携し、前記③等で共有された情報等に基づき、クラスターの状況を把握・分析すること。また、必要に応じて、内閣官房とも相談しつつ、各所管団体に対して業種別ガイドラインのさらなる周知の徹底、改訂等の検討を促すこと。

なお、関係各府省庁においては、本事務連絡で示した考え方について、他の類型の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

⑤ 業種別ガイドラインの遵守を徹底し、必要な改訂を促すための検討体制の構築

イベント等における感染防止策を徹底するためには、業種別ガイドラ

インの遵守状況の継続的なフォローアップが不可欠である。関係各府省庁においては、関係団体と連携しながら、上記①～④の検討を継続的に行い、業種別ガイドラインの遵守を徹底し、必要な改訂を実施するための体制構築を図ること。

(2) 都道府県における事前相談、注意喚起

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

なお、各都道府県においては、9月11日付事務連絡2.(1)のとおり、イベント参加者やイベント主催者等に対して、事前相談や注意喚起を行う際には、必要に応じて、これまでも別紙6の記載事項に留意するよう促すこととしてきたが、今後、別紙7及び別紙8の記載事項についても留意するよう促すこと。

(3) その他留意事項について

各都道府県、関係各府省庁においては、公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者等が管理できない場所(催物前後など)での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、関係各所に対し、イベント主催者等との連携・協力を適切に行い、催物前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。

3. 業種別ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化について

令和2年11月9日に、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府に対して、業種別ガイドラインの遵守徹底に向けて、現場での実践等の提言が出されたところである。別紙9に示された感染リスクが高まる「5つの場面」については、これまでも周知を行ってきたところであるが、各都道府県、関係各府省庁等においては、改めて、関係団体とも連携しながら、事業者が、感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を現場で確実に実践できるよう、周知すること。

また、関係各府省庁においては、業種別ガイドラインの実効性を高めるべき旨の提言が出されたこと等を踏まえ、前記2.(1)に関連した業種にかかわらず、各業種におけるクラスター発生状況等を踏まえ、さらなる対策が求められる場合には、必要に応じて、前記2.(2)と同様に、業種別

ガイドラインの遵守徹底に向けた取組の強化を検討すること。

4. 寒冷な場面における換気等について

冬期においては、寒冷地を中心に、通常の換気（定期的な窓開け換気）では、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持できない可能性が想定される。

各都道府県及び関係各府省庁においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、別紙10に示すとおり、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行っていくことが重要であること等から、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」を周知すること。また、必要に応じて、業種別ガイドライン等の改訂を促すこと。

以上

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める) * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限り。) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・ 過度な飲酒の自粛・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>* ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 <p>* アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 有症状者は出演・練習を控える・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none">・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p>
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にする催物に限定して、収容率を100%以内にする事ができることとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に食事時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外的場合は確認を要しない)
④ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるもの の例 【別紙3】

<p>大声での歓声・声援等がないことを 前提としうるものの例</p>	<p>大声での歓声・声援等が 想定されるものの例</p>
<p>音楽</p>	<p>音楽</p>
<p>クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート</p>	<p>ロックコンサート、ポップコンサート 等</p>
<p>演劇等</p>	<p>スポーツイベント</p>
<p>現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等</p>	<p>サッカー、野球、大相撲 等</p>
<p>舞踊</p>	<p>公営競技</p>
<p>バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等</p>	<p>競馬、競輪、競艇、オートレース</p>
<p>伝統芸能</p>	<p>公演</p>
<p>雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等</p>	<p>キャラクターショー、親子会公演 等</p>
<p>芸能・演芸</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブ</p>
<p>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント</p>
<p>公演・式典</p>	<p>※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>
<p>各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等</p>	
<p>展示会</p>	
<p>各種展示会、商談会、各種ショー</p>	
<p>※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人と人との間隔（1 m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・ 誘導人員の配置 ・ 時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

神社の参拝については、既に専門家の監修を経て業種別ガイドラインが策定されているところであるが、初詣については、特に混雑が予想されること等も踏まえ、以下のような追加的に対策を講じることが有効と考えられる。

○基本的な感染防止策（マスク着用、手指消毒など）の徹底が前提。

○その上で、以下のような追加的な対策が有効と考えられる。

1. 混雑防止、適切な対人距離の確保

- 混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど
- 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）

2. 境内での飲食や食べ歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応を行うこと

3. 大声が発生しないよう注意喚起

4. 参拝前後の密の発生防止のための具体策

例)

- ・利用する駅の分散
- ・混雑状況の周知・呼びかけ など

5. 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置

※アプリのQRコードを参道に掲示すること等

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別ガイドラインの遵守**」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・**自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。**「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

感染防止策

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加



- ・こまめな**手洗い**の励行
- ・出入口、トイレ等での**手指消毒**
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが**触れ合わない距離**の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

※ 5 μ m以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加



- ・**マスク着用**（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・**演者が発声**する場合には、**舞台から観客の間隔を2 m**確保
- ・**劇場・ホール内での食事**は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染

※ 5 μ m未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告



- ・**大声を伴うイベント**では**隣席との身体的距離の確保**
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1 m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため**換気を強化**

(留意事項)

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、**①大声を出すことによるリスク、②食事をする事（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスク**の3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・**必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。**
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク**大声を出す**

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による**演者間**の感染

エビデンス・実績

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫の**シミュレーション**

必要な感染防止策

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の**体調・行動管理**
- ・講じる**防止策**（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた**適切な対人距離**の確保
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・**適切な換気**の実施（測定装置の設置等）

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、**発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散**

- ・食事時の飛沫飛散の**実測**

- 映画館**（別紙2）
- ・会話等の発声が生じていない**実績**
- ・食事時の**会話厳禁**（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外の**マスク着用厳守**（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の**短縮**
- ・**適切な換気**の実施（測定装置の設置等）

参加者の自由行動を伴う

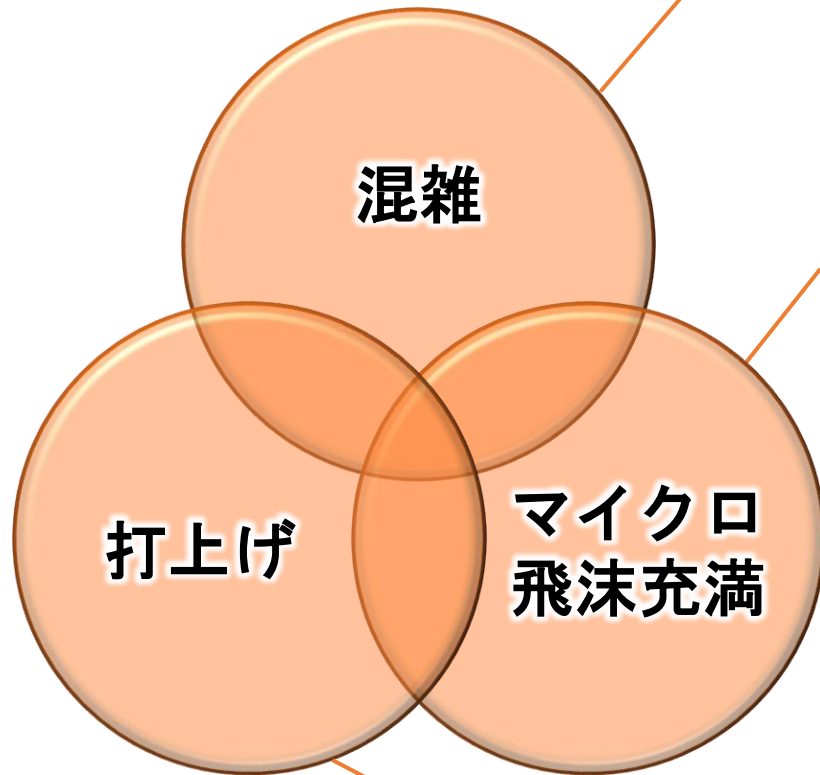
- ・会場内での**密接、密集**の発生による**接触感染、飛沫感染**の増加可能性
- ・固定席に比べ、**接触機会が増加**

- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫の**シミュレーション**
- ・感染防止策を講じた**実証実績**

- 野外ロックフェス、初詣**（別紙4、5）
- ・移動時の**適切な対人距離**の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの**人数制限**、ビニールシート等を用いた**適切な対人距離**の確保
- ・飲食の**適切な制限、過度な飲酒の禁止**
- ・**大声が発生しないよう注意喚起**

- イベントが大規模化するにつれて、**混雑、マイクロ飛沫充満、打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれ**がある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い
リスクが高まる場面



○想定される場面

密接・密集 **接触・飛沫**

共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関

○対策例

- ・ 行列ができる場所における**足元マーク**設置
- ・ 定点カメラやデジタル技術による**混雑状況のモニタリング・発信**
- ・ **時差・分散**（利用する駅の分散等）**措置**を講じた入退場
- ・ 駅等～会場における**誘導員**の配置、シャトルバス等の**増便**
- ・ **交通機関との連携**（臨時便の検討等）

○想定される場面

密閉 **マイクロ飛沫**

共用部（トイレ、廊下、休憩所等）、地下道、交通機関
※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちなため特に注意

○対策例

- ・ 必要に応じ**入場人数を制限**
- ・ **仮設休憩所**（テント、プレハブ等）の**適切な換気**
- ・ **換気状況のモニタリング**（CO2濃度計測装置の設置等）
- ・ 地下道を避け、**地上道路を利用**するよう誘導
- ・ 交通機関における**走行中の窓の解放**

○想定される場面

3密 **接触・飛沫・マイクロ飛沫**

飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント

○対策例

- ・ **自治体との連携**により、**会場や駅周辺の飲食店等に注意喚起**
- ・ 参加者に**飲食店等の事前予約**を推奨
- ・ 「**感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫**」に沿った飲み会等
- ・ **歌唱を行う場合のマスク着用**

感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

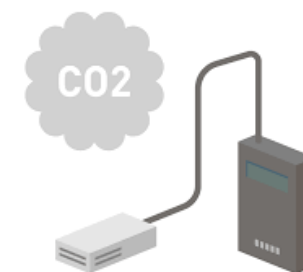
- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下(*)を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



CO2センサー

I 12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- **感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築**を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- **イベントの人数上限及び収容率要件**については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、**見直すこともあり得ることとする**。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、**12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。**
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、**業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う**。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期		収容率	
<p style="text-align: center;">12月1日～ 当面来年2月末まで</p>	<p>イベントの種類</p>	<p>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注2） 	<p>大声での歓声・声援等が想定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等
		<p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p>50%（※）以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

（※）ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

「年末年始」新型コロナにご注意を！

～ 全国知事会からのメッセージ ～

今年も残すところ2か月を切りました。年末年始の帰省や旅行をご検討されている方も多いかと思います。

人の移動に伴い、新型コロナウイルス感染症が拡大することのないよう、帰省や旅行の際には下記の点に十分留意していただくようお願いいたします。

- ・ 年末年始の時期は、人の移動が集中し「密」になりがちのため、帰省や旅行を分散していただくようご協力をお願いします。各企業におかれても、従業員の皆さんの休暇の分散取得にご協力をお願いします。
- ・ 注意力の低下や気の緩みなどにより、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しましょう。
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 仕事から休憩室、喫煙所、更衣室等への居場所の切り替わり
- ・ 会食の際には、「飲酒は少人数・短時間で」、「席の配置は斜め向かいに」、「ガイドラインを遵守したお店で」など、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしましょう。
- ・ 「体調の悪い方」は、帰省や旅行を控えましょう。また、帰省先や旅行先で体調が変化した場合は会食や外出・観光は控え、感染拡大防止のためにその地域の保健医療当局に協力して下さい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は誰もがどこでも感染する可能性があります。自分もいつ感染してもおかしくないと考え、感染者のみならず、医療従事者はじめ国民の健康や暮らしを支えている方々及びその家族などに対し、思いやり、支えあいの気持ちを持ちましょう。そして、都道府県外からの帰省者・旅行者をあたたかく迎えましょう。

令和2年11月5日

全国知事会

感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫

<利用者>

- ・飲酒をするのであれば、①少人数・短時間で、
 - ②なるべく普段一緒にいる人と、
 - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
- ・箸やコップは使い回わず、一人ひとりで。
- ・座の配置は斜め向かいに。（正面や真横はなるべく避ける）
（食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。）
- ・会話する時はなるべくマスク着用。（フェイスシールド・マウスシールド※¹はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※²。）
 - ※¹ フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
 - ※² 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- ・換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン★を遵守したお店で。
- ・体調が悪い人は参加しない。

<お店>

- ・お店はガイドライン★の遵守を。
（例えば、従業員の体調管理やマスク着用、席ごとのアクリル板の効果的な設置、換気と組み合わせた適切な扇風機の利用などの工夫も。）
- ・利用者に上記の留意事項の遵守や、
接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを働きかける。

【飲酒の場面も含め、全ての場面でこれからも引き続き守ってほしいこと】

- ・基本はマスク着用や三密回避。室内では換気を良くして。
- ・集まりは、少人数・短時間にして。
- ・大声を出さず会話はできるだけ静かに。
- ・共用施設の清掃・消毒、手洗い・アルコール消毒の徹底を。

★従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客（100名超）からの感染者は出なかった。

新型コロナウイルス うつらない、うつさない

気をつけていただきたいこと

パネル

飛沫をとばさない

会食時にも、食べるときだけマスクを外し、会話の時はマスクをするなどの工夫が有効です。

マスクの着用を！ 大声で会話しない！

接触感染にも注意を

ウイルスがついた場所に触れた手で、口や鼻などを触ると感染リスクが高まります。

手洗い・消毒を こまめに！

マイクロ飛沫が浮遊

換気が悪い環境では、小さくなった飛沫が長時間空気中を漂います。

適切な換気を！

大人数や長時間の飲食時などには忘れがちになります。

ご協力をお願いします。